

		学校
No.	質問	回答
1	実施校側が延期や中止を判断してもよいか。また基準はどのように考えればよいか。	<p>まずは実施校側の希望が「予定通りに実施」又は「延期して実施」あるいは「中止」なのかを実施団体へお伝えくださるようお願いいたします。双方の状況を確認し、安全性を十分に確保の上で実施できるかどうかを御検討いただいた上で、最終的には学校側の意向より決定をお願いいたします。</p> <p>なお、検討にあたっては、次のガイドライン等を御参照くださるようお願いいたします。</p> <p>■文部科学省ウェブサイト「新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について」 https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/index.html</p> <p>■文化庁ウェブサイト「文化施設における感染拡大予防ガイドライン・緊急事態宣言関連等」 https://www.bunka.go.jp/koho_hodo_oshirase/sonota_oshirase/20200206.html#info03</p> <p>■被派遣者(出演者、実施団体)の所在地における感染症対策に関するガイドライン</p> <p>■実施校の所在地における感染症対策に関するガイドライン</p>
2	現在の実施予定日での実施の可否や延期後の日程はいつまでに決めればよいか。	<p>実施団体側の乗車券等の手配や出演者のスケジュールの抑え等との兼ね合いもありますので、実施団体と御相談いただき、いつまでに最終判断をするか予め設定していただきますようお願いいたします。</p>
3	公演の延期はいつまで可能か。	<p>今年度の実施については、新型コロナウイルス感染症の影響により、通常期間内での実施が難しい場合があるかと思っておりますので、令和3年2月26日(金)までを対象実施期間とします。</p> <p>※令和3年3月以降に実施を希望する場合は、事前に事務局まで御相談くださるようお願いいたします。</p>
4	中止や延期が決定した場合、どうしたらよいか。	<p>まずは、都道府県・政令指定都市の担当課部局（別途指定先がある場合は指定先）へメールまたはFAXにて御連絡くださるようお願いいたします。（詳細につきましては本ウェブサイト内、「巡回公演事業」-「令和2年度」内、又は、令和2年度文化芸術による子供育成総合事業-巡回公演事業-実施の手引き（学校用）P8を御参照ください）</p> <p>■中止や延期の場合の対応方については以下URLを御参照ください。 https://www.kodomogeijutsu.go.jp/junkai/dl/news/20201218_01.pdf</p>
5	新型コロナウイルス感染症予防について必要な対策の事前相談をしたいが、打ち合わせ等を行ってよいか。	<p>巡回先地域の状況や時期にもよりますが、原則として、電話やビデオ通話等を使用したオンライン上での打ち合わせを御検討くださるようお願いいたします。また、やむを得ず対面での打ち合わせを行う場合は、出発前に再度状況を確認し、マスクの着用、密閉空間を避けていただくなど、予め実施校と感染症に関する防止対策を御相談の上、最小限の範囲としていただくようお願いいたします。</p>
6	消毒液等の購入は認められるか。	<p>手配については実施団体又は、事務局まで御相談いただきますようお願いいたします。</p>
7	実施時の密集状態を避けるために、実施を複数回に分けるなどの対応をとってよいか。	<p>鑑賞人数の再調整等の工夫をお願いいたします。なお大規模校であり1公演内では1学年全体の鑑賞も困難な状況や、応募時に合同開催の調整済みであり調整が困難な場合は、実施団体へ御相談いただきますようお願いいたします。</p>
8	実施時間の確保が困難な状況がある。ワークショップは必ず実施しなければならないか。また、本公演の時間を短縮しても良いか。	<p>ワークショップについては、実施校の状況に合わせた対応をお願いしております。</p> <p>状況によりワークショップを受けられない場合も、本公演当日のプログラムに組み込んだり、オンライン通信による指導や事前学習資料の共有、実施後のフォローアップワークショップ等を実施団体側が御用意できることもありますので、まずは実施団体へ御相談いただきますようお願いいたします。</p>
9	オンラインでの公演やワークショップの指導はしてもらえないか。	<p>子供たちに対し質の高い文化芸術の鑑賞機会を届けることを事業主旨としていることから、本公演については、オンライン通信での実施については認められません。</p> <p>ただし、鑑賞者の密集を避けるための措置であれば、一部の鑑賞者を対象としたオンライン通信等による実施が認められますので、実施団体へ御相談ください。</p> <p>ワークショップについては、オンライン通信等による対話形式での指導または学習教材(事前録画を含む)の配布等にて対応できる場合もありますので、まずは実施団体へ御相談いただきますようお願いいたします。</p>

		学校
No.	質問	回答
10	実施にあたり、被派遣者全員にPCR検査の実施を希望する。PCR検査費の計上は認められるか。	地域ごとの状況を踏まえ、要請のレベルについて十分検討の上、都道府県・政令指定都市の担当部局からの要請文をもって計上を認めます。 PCR検査の実施が必要であると判断された場合は、事前に事務局まで御相談くださるようお願いいたします。